

IMES DISCUSSION PAPER SERIES

金融商品の全面公正価値評価を巡る理論的論点の整理

みやた けいいち よしだ けいた

宮田 慶一、吉田 慶太

Discussion Paper No.2002-J-7

IMES

INSTITUTE FOR MONETARY AND ECONOMIC STUDIES

BANK OF JAPAN

日本銀行金融研究所

〒103-8660 日本橋郵便局私書箱 30 号

備考： 日本銀行金融研究所ディスカッション・ペーパー・シリーズは、金融研究所スタッフおよび外部研究者による研究成果をとりまとめたもので、学界、研究機関等、関連する方々から幅広くコメントを頂戴することを意図している。ただし、論文の内容や意見は、執筆者個人に属し、日本銀行あるいは金融研究所の公式見解を示すものではない。

金融商品の全面公正価値会計を巡る理論的論点の整理

みやた けいいち よしだ けいた
宮田 慶一^{*}、吉田 慶太^{**}

要 旨

本稿では、JWG ドラフト基準を題材に、金融商品に全面公正価値会計を適用することの妥当性、および金融商品にかかる公正価値情報の有用性について、投資家に対する情報提供、および、私的ないし社会的契約にかかる利害調整（債権者保護と銀行監督）という2つの観点から、理論的な論点の整理・考察を行った。

投資家に対する情報提供、および契約にかかる利害調整、いずれの観点からみた場合も、金融商品に全面公正価値会計を適用すること、すなわちB/S上すべての金融商品を公正価値評価し、この評価差額を当期のP/Lで認識するというJWGドラフト基準の考え方については、少なくとも現時点においては、なお検討すべき事柄が多数残されていると考えられる。

他方、金融商品の公正価値情報を何らかの形でディスクロースすることについては、投資家に対する情報提供、および契約にかかる利害調整のどちらの観点からも、一定の有用性を持つ可能性がある。

キーワード：金融商品の全面公正価値会計、JWG ドラフト基準、会計情報の有用性、実現利益、公正価値利益、商法会計、銀行監督会計

JEL classification : G14、M41

* 日本銀行金融研究所研究第2課 調査役 (keiichi.miyata@boj.or.jp)

** 日本銀行金融研究所 国内客員研究員 (中央青山監査法人 公認会計士 keita.yoshida@chuoaooyama.or.jp)

本稿は、2002年1月18日に日本銀行金融研究所が開催したワークショップ「金融商品の全面公正価値評価と会計情報の有用性」の報告論文として作成したものである。公表にあたり、若干の加筆・修正を行った。

- 目 次 -

1 . はじめに	1
2 . JWG ドラフト基準の特徴	2
(1) JWG ドラフト基準の骨子および考え方	2
(2) 現行の会計基準との対比でみた JWG ドラフト基準の特徴.....	3
イ . 実現利益と公正価値利益.....	4
ロ . 公正価値リスクとキャッシュ・フロー・リスク	5
ハ . 「経営者の意図」を考慮することの有無	5
3 . 全面公正価値会計と会計情報の有用性	5
(1) 目的適合性	6
イ . 企業経営の実態と会計情報の有用性.....	6
ロ . リスク情報としての公正価値情報	7
(2) 会計情報の信頼性	8
(3) 「経営者の意図」の位置付け	9
(4) 非金融商品会計との整合性	10
(5) 小活.....	14
4 . 社会的契約にかかる利害調整面への影響	15
(1) 債権者保護の観点からの評価	15
イ . 配当可能利益と会計情報.....	16
ロ . 債権者に対する情報提供と公正価値情報.....	19
(2) 銀行監督面からの評価	20
イ . プルーデンス規制と会計情報	21
ロ . 市場規律と会計情報.....	24
5 . おわりに	27
【参考文献】	28

1. はじめに

近年、国際的に金融商品会計の整備が急速に進められており、一部の金融商品を公正価値評価¹し、これを財務諸表に反映させる動きが広範化している。こうした中、2000年12月に、日本を含む主要9カ国およびIASC(国際会計基準委員会)²からの参加者により構成されるJWG(Joint Working Group of Standard-setters)により策定されたドラフト基準「金融商品及び類似項目(Financial Instruments and Similar Items)」(以下、JWGドラフト基準という)が、日本を含む主要9カ国の会計基準設定主体等およびIASCより公表された³。JWGドラフト基準は、金融商品会計に関して、原則として、すべての金融商品をB/S上公正価値評価するとともに、期中の評価差額をすべてP/Lに計上する会計処理、すなわち全面的な公正価値会計(以下、全面公正価値会計という)を採用することを骨子としており、トレーディングなどを目的として保有される有価証券等一部の金融商品にのみ公正価値会計を適用するという現時点の国際的スタンダードから、さらに踏み込んだ内容となっている。

もっとも、こうしたJWGドラフト基準のように金融商品に関し全面公正価値会計の導入を求める動きがある中で、こうした会計処理を採用することの理論的な妥当性については、必ずしも十分な議論が尽くされていないように思われる。もちろん、JWGドラフト基準自体については、これに強く反対する意見も多く、また、これが直ちに各国会計基準やIAS(国際会計基準)になるというわけでもない。しかしながら、JWGドラフト基準により提起されている論点には会計理論上重要な点が少なくなく、それらの論点の整理・考察をしておくことは、今後の会計制度のあり方を考えるうえでも有益であると考えられる。そこで、本稿では、JWGドラフト基準を題材として、金融商品に全面公正価値会

¹ 「公正価値評価」という概念と「時価評価」という概念の違いについては、後者は市場価格のあるもののみを対象にしており、他方、前者は市場価格のないものをも対象にしている、といった区別がなされる場合がある。しかし、本稿では、とくに「時価評価」という概念を区別することはせず、すべて「公正価値評価」という用語で統一する。また、本稿においては、「公正価値評価額をB/S上に計上し、かつ、その期中評価差額をP/L上に計上する」という会計処理を指して、「公正価値会計」と呼ぶこととする。

² 昨年の2001年4月に組織改正に伴い、従来のIASCは、現在はIASB(国際会計基準審議会)になっている。本稿では、組織改正前の時点での活動について述べる際にはIASCと表記し、それ以外はIASBと表記する。なお、この組織改正とともに、従来のIAS(国際会計基準)の呼称も、組織変更後はIFRS(国際財務報告基準)に変更されることとなったが、これについては、本稿ではIASという表記で統一する。

³ わが国においては、日本公認会計士協会が公表。なお、JWGドラフト基準策定過程における各参加者の見解は、各参加者個人の見解であるとされている。

計を適用することの妥当性、および金融商品にかかる公正価値情報の有用性について、理論的な立場から論点の整理・考察を行うこととしたい。

以下、2節では、議論の前提とし、JWGドラフト基準の特徴を、現行の会計基準⁴との比較も含め概観する。続く3節では、金融商品に全面公正価値会計を適用することや、金融商品にかかる公正価値情報を提供することが、投資家に対する有用な情報の提供というディスクロージャー制度の主たる目的に照らして、どのような意味合いを持つのかという点について考察する。続く、4節では、会計情報が、様々な社会的契約にかかる利害調整において活用されていることに着目し、とくに債権者保護や銀行監督をとりあげて、金融商品に全面公正価値会計を適用することや、金融商品にかかる公正価値情報を提供することが、これらにどのような影響を及ぼしうるのか、を考察する。そして、最後に、5節で全体の議論をまとめる。

2. JWGドラフト基準の特徴

本節では、金融商品に全面公正価値会計を適用することの妥当性、および金融商品にかかる公正価値情報の有用性を検討する前提として、JWGドラフト基準の特徴を、現行の会計基準との比較を含めて概観することとする。

(1) JWGドラフト基準の骨子および考え方

JWGドラフト基準の骨子は、大まかにいえば、原則として、すべての金融商品を公正価値で評価し、公正価値の変動はすべて当期のP/Lに反映させること⁵、およびこうした公正価値情報の補足情報として、企業の財務リスクや公正価値測定モデル等に関するディスクロージャーを拡充すること、の2点である⁶。

⁴ 現在、金融商品会計基準をはじめとする各国の会計基準については、国際的なコンバージェンスが急速に進んでおり、とくに、SFAS（米国会計基準）、IAS（国際会計基準）およびわが国の会計基準は、少なくとも金融商品会計に関する限り、大枠においてかなり類似するものとなっている。このため、本稿では、これらをまとめて「現行の会計基準」と呼び、それぞれの内容が異なる点については、必要に応じて言及していくこととする。

⁵ ごく限られた例外として、特定の未公開持分投資のうち公正価値が信頼性をもって測定できないものは、公正価値評価の対象から除かれているほか、特定の在外事業体に関する為替換算損益は、現行の外貨換算の会計基準に従い、P/Lの外での表示が認められている。

⁶ JWGドラフト基準では、こうした点のほか、金融商品の認識及び認識の中止について、構成要素アプローチ（Component Approach）という新しいアプローチを提示している。金融商品の認識及び認識中止の問題は、それ自体非常に重要な問題であるほか、金融商品の公正価値評価の問題とも関連しているが、本稿では、金融商品の公正価値評価そのもの、

JWG ドラフト基準は、上記のように、金融商品に全面公正価値会計を適用することを提案した背景について、その序説で、「財務リスク管理と情報技術の進歩、資本市場の国際化、及び高度化されたデリバティブその他の複雑な金融商品の利用の加速化が組み合わさって、事業及び投資の環境が根本的に変化している。金融商品の認識及び原価主義に基づく測定に関する伝統的な会計概念は、再検討を要することが明白になってきている」としたうえで、価格算定に関する資本市場で広く認められた実務やファイナンス論の考え方を積極的に取り入れた会計処理として、金融商品に全面公正価値会計を適用することの妥当性を主張している⁷。

より具体的には、JWG ドラフト基準は、金融商品に全面公正価値会計を適用することのメリットとして、主に以下の点を挙げている。

競争的で開放的な市場経済で決定された金融商品の公正価値は、測定日までに入手可能であった情報をすべて反映している。したがって、将来キャッシュ・フローの予測に関して、他の測定値よりも良好な基礎を提供することになる（目的適合性の面での優位性）。

取得原価に基づく測定を原則とする従来 of 会計モデルでは、取引が行われたときの状況のみが B/S 上に反映されるため、取引の経緯、保有企業、利用状況により、同じ金融商品を違うようにみせ、あるいは異なる金融商品を同じようにみせるという事態が生じることになる。この点、全面公正価値会計における公正価値は、首尾一貫した偏りのない測定値であるため、同一企業内または企業間での比較可能性が確保される（比較可能性の面での優位性）。

（２）現行の会計基準との対比でみた JWG ドラフト基準の特徴

現在、IAS（国際会計基準）、SFAS（米国会計基準）および、わが国会計基

およびこれにかかる評価損益の会計処理に議論の対象を絞ることとし、この問題には触れないこととする。

⁷ こうした考え方は JWG ドラフト基準によりはじめて提案されたものではなく、IASC が 1997 年 7 月に公表したディスカッションペーパー「金融資産および金融負債の会計処理」においても、既に、同様の考え方に基づき、金融商品に対する全面公正価値会計の適用が提案されていた。しかし、同提案については、批判的なコメントが相次ぎ、また IASC としては、IOSCO（証券監督者国際機構）から示されていた、IAS を国際的に資金調達活動を行う企業に適用する会計基準として支持するための条件（コアスタンダード）を早急に達成する必要があったため、暫定的な金融商品会計基準として、現在の IAS39 号が導入された。IASC は、IAS39 号の策定にあたり、別途、全面公正価値会計を基本スタンスとする金融商品会計基準の検討作業を続けることとし、こうした流れが基本的に JWG の作業に引き継がれることとなった。なお、米国においても、金融商品に関する全面公正価値会計の検討が進められてきており、この点は、鈴木 [2002] が詳しい。

準などで適用されている金融商品会計基準との対比で、JWG ドラフト基準をみると、以下の点がその特徴として指摘可能であると考えられる。

イ．実現利益と公正価値利益

現行の会計基準においては、キャッシュ、あるいはそれと同等のものの裏付けが確認されない限り、利益を認識しない。こうした考え方に基づく利益概念は、「実現利益」と呼ばれている。他方、JWG ドラフト基準では、金融商品の公正価値の変動は、実現・未実現にかかわらず、すべて利益の増減として捉えられ、発生した期の P/L で認識されることとなる。こうした考え方に基づく利益概念を、ここでは「公正価値利益」と呼ぶこととする⁸。

例えば、貸出金や金融負債の評価についてみると、現行の会計基準では、それらは取得原価（または償却原価⁹）で評価され、利息が保有期間にわたって金利収益・費用として計上される。したがって、途中での売却・返済がなされない限り、満期までのキャッシュ・フローが確定しているため、たとえ市場金利の変動があったとしても損益に影響は生じない。他方、全面公正価値会計では、売買市場が存在しないような貸出金や金融負債についても、評価技法等を用いて、将来の利息をも含めた公正価値が測定され、そうした公正価値の変動が利益の増減として認識される。したがって、市場金利の変動は、これに伴う公正価値の変動を通じて、直ちに損益に影響を与えることになる¹⁰。

⁸ 公正価値利益については、清算利益に近い概念であるという見方もある。しかし、公正価値評価を行う際には、清算時に想定される流動性プレミアムなどが勘案されていないため、公正価値利益が清算利益に一致するとは考えにくい。また、公正価値利益を実現利益と対比してみると、実現してはいないが、報告主体に経済的便益（あるいは費用）がもたらされている場合に、これを利益の増減として認識するか否かが異なっているといえる。具体例として、市場金利が上昇した場合の金融負債（現実的に売却が困難、あるいは満期保有が意図されていると仮定）にかかる利益認識の問題を考えると、本来なら高い金利を払わなければならないところを低い金利で資金調達できているという意味での経済的便益に関して、公正価値利益の考え方ではこれを利益として認識し、他方、実現利益の考え方では、「金融負債の売却が現実的に困難である、あるいは満期保有が意図されている以上、こうした経済的便益の実現可能性がない」という理由から、これを利益とは認識しないことになる。

⁹ 債券等を額面より高くまたは安く取得した場合、当該「取得差額」を每期金利の調整として利息計上し、取得原価に加減した価額。

¹⁰ なお、現行の会計基準においても、トレーディング目的で保有される有価証券のように、市場価格が存在し、換金可能性があり、保有目的等に照らして売買・換金等を行うことに事業遂行上の制約等がないものについては、B/S 上公正価値評価するとともに、評価差額を P/L 上計上することとされている。これは、こうした有価証券等の評価差益が、キャッシュと同等の裏付けがあるものとして実現利益と理解されているためである。すなわち、こう

ロ．公正価値リスクとキャッシュ・フロー・リスク

上記イ .の点と表裏一体の特徴として、現行の会計基準では、キャッシュ・フローの変動リスクが会計上認識されるリスクとなるのに対し、JWG ドラフト基準では、公正価値の変動リスクが会計上認識されるリスクとなる。典型的な例を挙げれば、固定金利の貸出金は、現行の会計基準ではリスクのない金融商品である一方、JWG ドラフト基準では、リスクの高い金融商品ということになる（変動金利の貸出金の場合には、その逆となる）¹¹。

ハ．「経営者の意図」を考慮することの有無

現行の会計基準では、「経営者の意図」を反映させる会計処理が採られている。例えば、同じ有価証券でも、トレーディング目的で保有されるものは、公正価値評価されるのに対し、経営者が満期まで保有する意図を有している債券については、償却原価で評価される。また、経営者がヘッジ目的で保有する金融商品については、ヘッジ会計を適用することも認められている。他方、JWG ドラフト基準では、「経営者の意図」は全く考慮されず、すべての金融商品が公正価値評価されることになる¹²。これは、すべての金融商品について、「経営者の意図」といったものに関わりなく同一の評価基準を適用することにより、企業間および金融商品間の「比較可能性」確保しようとする考え方に立つものであると考えられる。

3．全面公正価値会計と会計情報の有用性

以上、2 節では、JWG ドラフト基準の特徴を、現行の会計基準と比較しつつ

したトレーディング目的で保有される有価証券等に関しては、現行の会計基準の「実現利益」と全面公正価値会計のもとでの「公正価値利益」が一致することになる。

¹¹ なお、JWG ドラフト基準では、金融商品のキャッシュ・フローの変動リスクに関する情報は、別途ディスクロージャーで補強することとされている。

¹² JWG ドラフト基準の考え方を前提とすれば、全ての金融商品が公正価値評価され、公正価値の変動に伴う損益が P/L 上直ちに認識されることから、金融商品をヘッジ対象とするヘッジ取引については、ヘッジ会計は基本的に必要なくなる。他方、非金融商品をヘッジ対象とする金融商品の保有については、ヘッジ対象が公正価値評価されないために、ヘッジ手段とヘッジ対象にかかる損益の認識時点がずれることになる。しかし、JWG ドラフト基準は、金融商品の会計処理にこうしたヘッジ取引への考慮を持ち込むべきではないとの考え方に立ち、こうしたヘッジ取引に対する例外的な会計処理を認めていない。また、こうした場合にヘッジ対象である非金融商品を公正価値評価すべきか否かという点については、JWG は、そもそもドラフト基準の対象外であるとして議論していない。

概観したが、本節では、金融商品に全面公正価値会計を適用すること、および金融商品にかかる公正価値情報を提供することが、投資家¹³に対する有用な情報の提供というディスクロージャー制度の主たる目的に照らして、どのような意味合いを持つのかという点について、いくつかの角度から考察する。

(1) 目的適合性

ディスクロージャー制度の主たる狙いは、企業の内部情報の提供を通じて、投資家と企業間に存在する情報の非対称性を縮小させ、資本市場の健全な発展をサポートすることにあると考えられる。したがって、会計情報の有用性の問題を考えるにあたっては、投資家にとって有用な情報が提供されているかどうかという目的適合性の観点からの分析が必要である。

イ．企業経営の実態と会計情報の有用性

一般に、投資家は企業から提供される会計情報などから、企業の将来キャッシュ・フローの流列、これにかかるリスク、ひいては企業価値を予測し、投資の意思決定を行う。したがって、会計情報の有用性は、その会計情報がこうした予測に資するものであるかどうかにより判断されるべきものである。

会計情報の核をなす利益情報の内容とこれに関連する「会計上認識されるリスク」について、現行の会計基準とJWGドラフト基準では、前節でみたとおり、ある意味で全く異なる考え方に立脚していると考えられる。すなわち、現行の会計基準では、キャッシュ、あるいはそれと同等のものの裏付けがある利益（実現利益）のみが認識され、キャッシュ・フローの変動リスクが会計上認識されるリスクとなる。他方、JWGドラフト基準では、実現・未実現と関わりなく、すべての公正価値の変動が利益（公正価値利益）として認識され、公正価値の変動リスクが会計上認識されるリスクとなる。

このように、両者は全く異なる考え方を採っており、会計情報の有用性という観点からどちらの考え方が適切かを判断することは容易でないが、一つの切り口として、どちらの考え方の方が企業の経営実態に近いか、換言すれば、どちらが企業の経営実態に即した内部情報を提供しうるかという点が考えられよう。

こうした観点から、ディスクロージャー制度の対象となっている企業の経営について考えてみると、基本的には実現ベースで利益を管理しており、す

¹³ ここでは、株主および潜在的な株主を念頭において議論をし、債権者に対する情報提供については、4節の債権者保護に関する部分で議論する。

すべての金融商品にかかる利益を別途公正価値ベースで管理している企業はほとんどないというのが実態ではないかと思われる¹⁴。すなわち、通常、企業の主たる収益の源泉は非金融商品であり、金融商品は主にこうした活動にかかるファイナンスに使われている。そして、非金融商品を用いた経済活動の成果は、売り上げといった実現ベースで管理されており、これに付随するファイナンス・コストも実現ベースで管理されていると考えるのが自然であろう。また、こうした経営モデルにおいては、通常、金融負債は非金融商品の活動に拘束され、満期まで保有されることになる。そして、非金融商品の活動に拘束される金融負債については、キャッシュ・フローの変動リスクを回避するために、実現ベースでの資金調達コストが市場金利の動向にかかわらず満期まで一定となる固定金利とすることが、一つの合理的行動となる。

他方、金融商品を主たる収益の源泉としている銀行については、経営上、公正価値情報がかなり重視されるようになってきており、全ての企業を対象とするディスクロージャー制度とは離れて、別途の考慮が必要かもしれない。しかしながら、トレーディング活動を除く一般の銀行活動にかかる金融商品が管理されるバンキング勘定においては、基本的に実現ベースでの利益管理が行われており、公正価値情報はあくまでも経営上の参考情報として利用されているに過ぎない場合が多いと考えられる。したがって、銀行経営においても、公正価値利益の方が経営実態をよりよく表しているとはいえないように思われる¹⁵。

ロ．リスク情報としての公正価値情報

近年、一般企業においても、積極的に非金融的な本業とは離れた金融活動を手掛ける先が増えてきており、そうした金融活動の規模の増大等を反映して、企業の金融商品にかかるリスク管理の必要性が重要視されてきている。また、金融機関を中心として、不良債権の増大等から破綻に至る先が相次いでいる。こうした状況下、リスク情報という観点から、金融商品にかかる公正価値情報に対するニーズも高まってきていると考えられる。

現行の会計基準においても、市場価格が存在し、換金可能性がある金融商品で、かつ、保有目的等に照らし価格変動リスクが実質的意味を有するものについては、B/S上、公正価値評価することとされており、さらに、こうし

¹⁴ 因みに、JWGドラフト基準は、その対象として、全ての企業を想定している。

¹⁵ なお、現行の会計基準の下で提供される会計情報が有用であるか否かという点は、実証的にも検証されるべき問題である。これまでの実証結果は、基本的に実現利益の有用性を支持するものとなっている。詳しくは、日本会計研究学会特別委員会[2001]の - 2 (東京大学・大日方助教授が執筆を担当) を参照。

た金融商品のうち、売買目的で保有されているものの評価差額は、実質的にキャッシュの裏付けがあると考えられることから、実現利益として P/L 上で認識することとされている。

しかしながら、リスク情報として求められている公正価値情報という観点からみると、こうした現行の会計基準では十分にカバーされていないものが少なくない。例えば、貸出金をはじめとする非市場性の金銭債権については、現行の会計基準では、債務者の信用状態の悪化は、金利が減免されるとか、損失が確実に見込まれ簿価修正が行われるといった時点まで、会計上、認識されないことになる¹⁶。

この点、公正価値会計では、例えば、貸出金の公正価値の低下もすべて当期の損益として認識されることになるなど、リスク情報としての公正価値情報が、包括的に提供されることになる。ただし、こうしたリスク情報としての公正価値情報の有用性を考える場合、それが B/S および P/L 上の情報として提供されることが本質的意味を有するのか、それともそうではないのか、という点は、吟味する必要がある¹⁷。

(2) 会計情報の信頼性

株主のエージェントである経営者は、自らに有利な情報のみを株主および将来の株主たりうる投資家に提供するインセンティブ・バイアスを有している。そこで、ディスクロージャー制度においては、こうしたバイアスのかかった会計情報が提供されないように、数値の信頼性(客観性)が重視されるとともに、会計監査を通じて、その確認がなされることとなっている。

現行の会計基準では、前述のとおり、B/S 上、取得原価評価されるものと、公正価値評価されるものが混在している。このうち、取得原価および伝統的な

¹⁶ 債務者の信用状態の悪化等に対しては、会計上、引当金で対応することも可能である。現行の会計基準では、「将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合には、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として引当金に繰入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部又は資産の部に記載するものとする」(企業会計原則・注解 18)とされており、これを受けて、「金融商品会計に係る会計基準の設定に関する意見書」等でさらに具体的な指針が示されている。ただ、実務的には、十分な事前対応が図られていないのではないかと批判も聞かれている。

¹⁷ 因みに、これまでの実証研究の成果をみると、金融商品にかかる公正価値情報は、B/S 本体に表示されたもののみならず、注記情報としてディスクロージャーされたものについても、その有用性が認められているものが多い。詳しくは、日本会計研究学会特別委員会 [2001] の - 2 (東京大学・大日方助教授が執筆を担当)、中久木・宮田 [2002] を参照。ただ、B/S 本体での表示と注記情報としてのディスクロージャーの間で、会計情報の有用性のレベルに差があるか否かは分かっていない。

意味での実現利益は、客観性が高い数値であるといえる。また、公正価値評価される金融商品についても、市場が存在すること等により客観的な公正価値価格を把握できること（「市場価格の存在」）および当該価格により換金・決済等を行うことが可能であること（「換金可能性」）が公正価値評価の前提となっている。したがって、現行の会計基準の下では、B/S上の評価額、およびこれを基礎に算定されるP/L上の利益情報ともに、客観性が確保され、会計監査における検証も容易であると考えられる。

他方、JWGドラフト基準では、市場価格がないものについても、評価技法を用いて公正価値を見積もることを求めている¹⁸。また、この点について、JWGドラフト基準は、公正価値の算定にかかる評価技法は大きく進歩しており、こうした評価技法を用いた算定価格は信頼性の高いものであり、見積りのプロセスにおける様々な仮定に見積り結果が大きく影響を受けるにしても、こうした仮定等にかかる情報も併せてディスクローズすれば問題はないとの見方に立っている。

しかしながら、評価技法を用いた算定価格の信頼性については、否定的な意見が少なくない。例えば、貸出金の公正価値評価について、JWGドラフト基準は、内部格付システムの活用を促しているが、バーゼル銀行監督委員会は、JWGドラフト基準に対するコメントの中で、こうした内部格付システムは、リスク管理や自己資本の算定には有用であるが、公正価値を算定するのに十分な情報を提供するものではないと指摘している¹⁹。また、JWGドラフト基準には、金融商品の公正価値見積りにあたっての十分に具体的なルールは示されておらず、そうした会計基準の下で厳密な監査を行うことが可能であるかという点についても疑問が少なくない。各企業でリスク管理方針に違いがある以上、公正価値の見積りに関する画一的なルールを設けるべきではないというJWGドラフト基準の立場も、ひとつのありうべき考え方ではあるが、会計情報の信頼性という観点からみる限り、JWGドラフト基準には解決すべき課題が少なくないという評価が可能であろう。

（３）「経営者の意図」の位置付け

前節でみたように、現行の会計基準とJWGドラフト基準の大きな相違点の

¹⁸ JWGドラフト基準では、金融商品の公正価値を見積もるための原則を階層的に示している。すなわち、同一商品について観察可能な市場価格がある場合にはそれを用いること、それを利用できない場合は類似した金融商品の市場価格を、当該金融商品との相違点を適切に調整し利用すること、市場価格がない場合には、「評価技法」を用いて公正価値を見積もること、とされている。

¹⁹ Basel [2001c] 参照。

一つとして、「経営者の意図」をどのように捉えるのかという点が挙げられる。すなわち、現行の会計基準では、報告企業における金融商品の保有目的などが勘案されている一方、JWGドラフト基準では、こうした「経営者の意図」は一切勘案せず、全ての金融商品に公正価値会計を適用するとの立場が採られている。

既に述べたとおり、ディスクロージャー制度の主たる狙いは、企業の内部情報の提供を通じて、投資家と企業間に存在する情報の非対称性を縮小させることにあると考えられる。こうした観点からみると、現行の会計基準は、「経営者の意図」を重視することが、企業の内部情報をよりよく投資家に伝え、投資家と企業間の情報の非対称性を縮小させることに役立つ、という考え方に立っているものと考えられる。例えば、同じ有価証券であっても、経営者の保有意図が異なれば、それぞれの保有意図に即した異なる会計処理を適用することが、企業の実態を伝達する観点から望ましいという考え方である。

他方、JWGドラフト基準では、「経営者の意図」を重視すると、会計数値の調整を行う余地が生まれるなど会計処理が恣意的なものになる惧れがあることから、必ずしも、投資家と企業間の情報の非対称性を縮小させることにはならない、という考え方が採られているものと考えられる。そして、JWGドラフト基準は、情報の非対称性を縮小させるには、むしろ、保有意図などにかかわらず、一律、同じ会計処理を適用することにより、金融商品間、および企業間の「比較可能性」を高めた方がよい、という考え方に立っているものと考えられる。

JWGドラフト基準が主張するように、会計情報の「比較可能性」が高いことが望ましいということについては、一般論としては、異論はないと思われる。例えば、最近、急速に進められてきている会計基準の国際的な調和化の大きな狙いも、会計情報の国際的な「比較可能性」を高めることにある。ただし、「比較可能性」を重視するあまり、企業の実態が隠されてしまうということになれば、本末転倒になりかねない。金融商品への全面公正価値会計の適用を検討するにあたっては、企業の実態の伝達という観点からの吟味が必要であろう。

なお、「経営者の意図」を重視すると、会計数値の調整を行う余地が生まれ、会計情報の質が低下するのではないかという懸念については、前述した会計情報の信頼性の問題として、会計監査等により対応するという考え方もあろう。

(4) 非金融商品会計との整合性

JWGドラフト基準自体は金融商品のみを対象にしているとはいえ、非金融資産にかかる会計情報も計上されるB/S、P/Lにおいて、金融商品を公正価値評価し、その評価差額を利益として認識することを提案している。したがって、

金融商品にかかる全面公正価値会計の導入を検討するにあたっては、非金融商品も含めた B/S、P/L 上の会計情報が全体として整合的かつ有用であるか、という観点からの検討を行うことも重要であると考えられる。

イ．会計情報の整合性と有用性の関係

一般に、異なる商品間で会計情報が整合的であるか否かという点と、会計情報が全体として投資家にとって有用な情報を提供しているかどうかという点は、必ずしも一致するわけではない。例えば、金融商品と非金融商品の属性の違いをより重視する立場からは、会計情報の整合性に拘るよりも、それぞれの属性を踏まえた会計処理を個別に適用する方が、会計情報の有用性の観点からみて望ましいという見方もあり得よう²⁰。他方、こうした見方に対しては、属性の違いに応じた会計処理によるセグメント情報の有用性は認めるとしても、それらを合計した数値もなお有用といえるのか、資本設備購入のための資金調達を金融負債で行うなど、金融商品と非金融商品にかかる取引が密接に関連している場合にまで、整合性を無視できるのか²¹、商品の属性を重視するとした場合でも、金融商品と非金融商品という区分けは適切なのか、といった疑問があり得よう。

ロ．会計情報の整合性

前述のとおり、現行の会計基準における B/S 上の評価基準では、金融商品については公正価値評価と取得原価評価が混在しており、また非金融商品については取得原価評価が基本とされている。この意味では、現行の会計基準

²⁰ 金融商品と非金融商品の属性の違いは何かという点は、それ自体、非常に難しい問題ではあるが、少なくとも「のれん」価値の重要性、あるいは収益獲得のプロセスといった面で大きな違いがあると考えられる。すなわち、非金融商品については、例えば、工場を使って製品を生産する場合、工場を構成する個々の動産・不動産自体の市場価値は二次的な意味合いしか持たず、工場を使って将来稼得されるであろうキャッシュ・フローの価値が重要となる（生産が継続される状況においては、通常、こうしたキャッシュ・フローの現在価値は、工場を構成する個々の動産・不動産自体の市場価値を上回っているはずである）。他方、金融商品については、通常、各保有時点での期待将来キャッシュ・フローは、その時点での金融商品の価格と一致するものと考えられる。

なお、中久木・宮田[2002]は、オーストラリアの一般企業を対象に行われた、有形固定資産等の公正価値情報の有用性に関する Barth and Clinch [1998] の研究を紹介している。同研究では、無形資産の公正価値評価額情報は株価と有意な相関関係にあるが、土地・建物の公正価値評価額と株価の有意な相関関係は認められなかったとされている。

²¹ 例えば、金融商品に全面公正価値会計が適用される一方、非金融商品には取得原価会計が適用されると、資本設備購入に関連した金融負債の費用が期間配分されないなど、非金融商品サイドでの利益情報にバイアスがかかるといった問題が発生すると考えられる。

も、商品間で会計情報が整合的でない面を有しているといえよう。

次に、現行の会計基準における P/L 上表示される利益については、実現利益のみを認識するという形で整合性が確保されている。B/S 上公正価値評価される金融商品のうち、売買目的で保有されるもののみについては、評価損益を P/L で認識することとされているが、これは、金融商品のように「のれん」価値が基本的に存在しないものについては、市場価格が存在し、換金可能性があり、かつ売買目的で保有されている限り、評価損益を実現利益と同視できるという考え方に立つものである。他方、こうした売買目的金融商品以外の商品については、本来の意味での実現利益のみが P/L 上で認識される。例えば、非金融商品については、取得原価を減価償却という形で期間配分し、これと各期に実現したキャッシュ・フローの差額を利益として計上することになる。このように、現行の会計基準における金融商品と非金融商品にかかる会計処理は、P/L 上で認識される利益の観点では、整合的であると考えられる（図表 1）。

図表 1

現行の会計基準のケース

	金融商品	非金融商品
B/S	取得原価評価 公正価値評価	取得原価評価
P/L	実現	利益

他方、金融商品に全面公正価値会計を適用した場合、金融商品については、B/S 上は公正価値、P/L 上は公正価値利益となる一方で、非金融商品は、前述のとおり、B/S 上が取得原価、P/L 上が実現利益ということになる。したがって、この場合には、金融商品と非金融商品にかかる会計情報は、B/S、P/L 双方のレベルで非整合的となる（図表 2）。

また、非金融商品にも全面公正価値会計を適用するという議論は現時点では全く行われておらず、仮想的な議論ということになるが、もし、非金融商品にも全面公正価値会計が適用されるのであれば、会計情報は、B/S、P/L 双方のレベルで整合的ということになる（図表 3）。

図表 2

金融商品に全面公正価値会計適用のケース
(非金融商品は取得原価会計)

	金融商品	非金融商品
B/S	公正価値評価	取得原価評価
P/L	公正価値利益	実現利益

図表 3

金融商品に全面公正価値会計適用のケース
(非金融商品も全面公正価値評価)

	金融商品	非金融商品
B/S	公正価値評価	
P/L	公正価値利益	

八．会計情報の有用性の評価

現行の会計基準は、金融商品と非金融商品という大まかな区分けではなく、「市場価格が存在し、いつでも換金が可能な金融商品」に着目して、B/S 上、商品属性の違いに応じた評価基準を採用し、かつ、P/L 上は、公正価値評価される金融商品の評価損益のうち、実現利益と同視できるもののみを計上するという形で、金融商品も非金融商品も実現利益のみを認識するという整合性を確保している。

その意味では、現行の会計基準は、商品属性に応じた会計処理による会計情報の有用性と、利益情報全体としての整合性を通じた会計情報の有用性の双方に配慮した体系であるとみることができよう。ただ、公正価値評価される金融商品のうち、売買を目的として保有されるもの以外のいわゆる「その他有価証券」については、評価損益のいわゆる「資本直入」という会計処理によって本来的な実現利益との橋渡しがなされており、こうした会計処理の下での会計情報の有用性については、検討の余地があるように思われる。

他方、非金融商品にかかる会計処理を現行のままとしつつ、金融商品に全面公正価値会計を適用するという立場は、金融商品と非金融商品の間での会計情報の整合性よりも、金融商品と非金融商品の属性の違いを重視するものといえる。これについても、仮にそうした属性の違いを勘案することが重要であるとしても、P/L 上で、実現利益と公正価値利益という異なる概念に基づく数値を合計することが、全体としての利益情報の有用性を損うことにならないのか、という点が問題であろう。

また、金融商品と非金融商品が相互に関連している場合に利益情報が歪むのではないかという問題（前掲脚注 21 参照）や、商品属性を勘案するとしても、金融商品と非金融商品という区分けは大まかに過ぎるのではないかという問題も、なお検討を要するものと考えられる²²。

²² 金融商品と非金融商品が相互に関連する場合に利益情報が歪むのではないかという問題

なお、概念的には、非金融商品を「のれん」の価値も含めて公正価値評価することとし、非金融商品、金融商品双方に、全面公正価値会計を適用することによって、B/S、P/L 双方で会計情報の整合性を確保することも考えられる。しかしながら、非金融商品の属性からみて、公正価値評価が適切であるかどうか自体、問題となりうるほか、非金融商品にかかる「のれん」の公正価値を見積もることは、市場価格のない金融商品にかかる公正価値の見積りにも増して困難であり、会計情報の信頼性の観点からも問題があるものと考えられる²³。

(5) 小活

以上、いくつかの観点から、金融商品に全面公正価値会計を適用することが、投資家にとって有用な情報を提供するというディスクロージャー制度の主たる目的に照らして、どのような意味を持つかという点について考察してきたが、ここで、大胆に結論の方向付けを試みると、以下のとおりである。

金融商品に全面公正価値会計を適用するという JWG ドラフト基準の考え方は、企業の実態の反映、会計情報の信頼性、非金融商品会計との整合性などの観点から、なお検討すべき論点が多いのではないかと思われる。

については、いわゆるヘッジ会計のような手法により対応することも考えられないではなからう。しかし、金融商品サイドの利益を実現利益とするような調整を加える場合には、結局、現行の会計基準と変わらないことになり、他方、実物資産にかかる利益を公正価値利益に合わせて調整する場合には、本文において以下議論するような、実物資産に全面公正価値会計を適用する場合と同様の問題が発生することになる。因みに、JWG ドラフト基準自体は、ヘッジ会計のような手法の導入には否定的な立場を採っている。

なお、金融商品の全面公正価値会計において、企業自身の信用リスクが悪化した場合に、金融負債の公正価値が低下し利益が認識されるという問題（いわゆる「負債のパラドックス」）も、広い意味での金融商品と非金融商品の相互関連性に基づく問題とみることができよう。すなわち、ここでは、金融商品と非金融商品の直接的な相互関連性は必ずしも存在しないとしても、金融負債の公正価値の低下を認識しながら、その公正価値の低下と関連を有する非金融資産（とくに「のれん」）の公正価値の低下を認識しないことが、問題を生じさせるわけである。

²³ なお、米国会計基準や国際会計基準では、減損会計が導入されているほか、わが国でも、本年7月に企業会計審議会により「固定資産の会計処理に関する審議の経過報告」が公表されるなど、減損会計の導入が検討されている（企業会計審議会〔2001〕）。減損会計に関しては、減損対象となる実物資産の簿価の切り下げが行われる点に着目し、実物資産に対する部分的な公正価値会計の導入と捉える向きもあるが、むしろ取得原価会計の枠組みの中での費用配分、利益計算の修正とみるのが一般的なようである（この点に関しては、斎藤〔2001a〕、米山〔2001〕を参照）。また、わが国では、時限的に、事業用資産として保有する土地に関し公正価値による再評価が認められているが、これについては、会計情報の有用性という観点からではなく、わが国の経済情勢を踏まえた政策的配慮に基づく措置と理解されている。

もっとも、一般企業においても非金融的な本業とは離れた形での金融商品の取引量が増大してきていることや、金融機関を中心とした不良資産問題の深刻化・長期化といった状況を踏まえると、金融商品の公正価値情報をリスク情報としてディスクロージャーしていくことは、投資家にとっての追加的な情報提供や、企業サイドのリスク管理インセンティブの促進といった観点から、望ましいものと考えられる。ただし、その場合、どのような枠組みで、どのような企業を対象に、どのような情報をディスクロージャーさせるのかについては、コストとベネフィットを勘案した慎重な検討が必要である。

4. 社会的契約にかかる利害調整面への影響

以上、3節では、金融商品に全面公正価値会計を適用すること、および金融商品にかかる公正価値情報の有用性について、投資家の意思決定にとっての有用性という観点から検討してきたが、本節では、会計情報が様々な私的ないし社会的契約の利害調整に用いられているという側面に焦点をあてて、金融商品の全面公正価値会計にかかる問題を検討していく。

ディスクロージャー制度の主たる役割は、投資家にとって有用な情報を提供することであり、私的ないし社会的契約にかかる利害調整面での役割はあくまでもこれに付随した二次的なものという考え方が一般的であろう。したがって、契約にかかる利害調整という観点に過大なウェイトを置いて、ディスクロージャー制度の在り方を論じることは、適当でないと考えられる。

しかしながら、現実問題として、会計情報は様々な私的ないし社会的契約の利害調整の基礎として広く活用されており、金融商品に全面公正価値会計を適用すること、あるいは金融商品にかかる公正価値情報を提供することを検討するにあたっては、それが様々な契約にかかる利害調整にどのような影響を与えるかという点を把握しておくことも重要であると思われる。

そこで、以下では、債権者保護と銀行監督の2点に焦点をあてて、こうした問題を検討していくこととする。

(1) 債権者保護の観点からの評価

会計情報は、株式会社の債権者と株主との間の利害調整において重要な役割を担っている。そして、こうした債権者と株主との間の利害調整において、会計情報が活用される場面としては、大きく分けて、配当可能利益計算の基礎として用いられる場合と、債権者が自己の債権の回収可能性等を判断するための情報として用いられる場合があると考えられる。そこで、以下では、こう

した 2 つの観点から、金融商品に全面公正価値会計を適用することや金融商品にかかる公正価値情報を提供することの影響を考察することとする。

イ．配当可能利益と会計情報

(イ) わが国における配当可能利益に関する法規制

会計情報が配当可能利益の算定上、どのように用いられているのかという点については、国によって違いがあり、一まとめにして議論することはできない。以下では、会計情報と配当可能利益の計算が密接に関連しているわが国の例を題材に考察する。

わが国では、商法第 290 条第 1 項が、B/S 上の純資産額を基礎に配当可能利益を算定すること、具体的には、純資産額から、資本額、既存の法定準備金の額、当期に積立てるべき法定準備金の額等を控除した金額を配当可能限度額とすること、を規定している。そして、こうした法規制は、株主との関係において債権者の保護を図るためのものであると位置づけられている²⁴。

(ロ) 金融商品の時価評価と商法会計

わが国の商法における株式会社の計算に関する定め（以下、「商法会計」という）では、1962 年の改正以来、取得原価による評価（取得原価主義）が原則とされてきた²⁵。しかしながら、近年、企業会計審議会において金融商品に関する時価評価²⁶の導入が議論されるに至り、商法会計サイドでも、この問題にどのように対応するかが検討されることになった。そして、企業会計審議会が 1999 年 1 月に公表した「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」では、金融資産については時価評価を基本とすることとされ²⁷、商法会計サイドにおいても、1998 年 6 月に公表された「商法と企業会計の調整に関する研究会報告書」の考え方を踏まえ、1999 年 8 月に成立、公布された「商法等の一部を改正する法律」（平成 11 年法第 125 号）により、金融資産の時価評価が定められた。「商法と企業会計の調整に関する研究会報告書」では、金融商品に時価会計を導入することに関し、「(その必要性は)

²⁴ 前田 [2000]、神田 [2000]

²⁵ 1962 年の改正以前は、いわゆる「時価以下主義」が採られていた。

²⁶ 本稿では、「時価評価」と「公正価値評価」の概念を厳密に区分することなく、「公正価値評価」という用語を統一的に用いてきたが、以下、商法会計にかかわる議論においては、法律上の「時価」という用語に合わせ、必要に応じて「時価評価」という用語を使用する。

²⁷ 具体的には、有価証券（ただし、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式、および市場価格のない有価証券は除く）運用を目的とする金銭信託といった金融資産、およびデリバティブを時価評価することが定められた。

単に企業会計上の要請に止まるものではない。例えば、評価損益が企業の収益力や負債の返済能力に影響することも考えられ、時価の変動を適時に顕在化させていくことは、商法における債権者保護の観点からも重要な要請ではないかと考えられる。したがって、商法においても金融商品の時価評価が導入されることが望ましいと考えられる」との考え方が示されている。

もっとも、配当可能利益の計算については、上記の「商法等の一部を改正する法律」による商法第 290 条第 1 項の改正において、配当可能利益の計算上、「資産に時価を付した場合に、その時価総額が当該資産の取得価額総額を超えるときは、時価を付したことにより増加した B/S 上の純資産額」も控除すべきこととされた²⁸。商法会計上、金融資産の時価評価を定めながら、配当可能利益の計算上は評価益を控除することとした背景については、「評価益が生じた場合にも、その利益が具体的に実現しているわけではないので、それを直ちにその期の損益として処理し、利益配当または中間配当の財源とすることは適当でない」²⁹と説明されている。

(八) 現行会計基準における会計情報と配当可能利益

わが国の現行会計基準の下では、金融商品の時価評価の導入にあっても、ディスクロージャー制度としての会計と商法会計の連携が維持され、引き続き、会計情報が配当可能利益の計算において重要な基礎を提供している。これは、会計情報を利用することが、配当可能利益の計算過程における恣意性を排除し、計数の信頼性を高めるうえで役立つと考えられていることに基づくものであろう。また、ディスクロージャー制度の下で作成される会計情報を商法上の計算にも活用する方が、全く別個の計算体系による場合よりも社会的コストの節約につながる、という考慮もあるものと考えられる。

配当可能利益の計算上、時価評価に伴う評価益を控除することとされている点については、時価評価に伴う評価益は、キャッシュがまだ獲得されていない不確実なもので、このような不確実な利益を配当の財源と認めると債権者を害する惧れがある、という考え方が背景にあるとされている³⁰。この点では、「時価評価される金融商品のうち売買目的で保有されるものについて

²⁸ 配当可能利益の計算上、控除すべき「時価を付したことにより増加した B/S 上の純資産額」の算定にあたっては、いわゆる強制評価減および低価基準の適用により時価を付した金融資産は計算対象から除かれる。また、「時価を付したことにより増加した B/S 上の純資産額」の意味は、税効果会計等により増加する部分は控除額に含まない（配当可能利益に算入される）という趣旨である。

²⁹ 前田 [1999]

³⁰ 原田 [1999]

は、評価益を実現利益と同視しうる」とする現行の会計基準の考え方とずれが生じていることになる。こうしたずれが生じること自体は、商法とディスクロージャー制度の基本的目的が必ずしも一致しない以上、むしろ自然なことであるといえよう³¹。ただ、現状、こうしたずれは、会計情報を配当可能利益の計算の基礎として利用することを不可能にするような、決定的な差異とはなっていないものと考えられる。なお、配当可能利益の計算においても、評価益を一律控除しなければならないものなのかどうか自体、検討の余地があるとする見解もみられる³²。

(二) 全面公正価値会計と配当可能利益

従来、会計情報が配当可能利益の計算の基礎として利用されてきた背景には、「基本的には実現利益のみを利益として認識する」という考え方での会計情報が、キャッシュの裏付けが重視される債権者保護という目的での配当可能利益の計算にも親和的であると考えられてきたこと、会計情報が客観的で信頼性の高いものであると認められてきたこと、といった事情があるものと考えられる。

そこで、金融商品につき全面公正価値会計を適用した場合の影響を考えると、まず、「実現・未実現に関わりなく公正価値の変動を利益として認識する」という公正価値利益の考え方が、配当可能利益の計算に適合的かどうか問題となる。従来の考え方からすれば、おそらく「親和的でない」という評価となろう。

また、前節でみたように、全面公正価値会計においては、市場価格がない場合の「評価技法」による価格算定などの面で、会計情報の信頼性に関する問題が生じる可能性がある³³。

³¹ 会計情報の提供目的の違いが、キャッシュとして認識するものの範囲にずれをもたらすという事象は、ディスクロージャー制度の内部においても、既にみられるものである。すなわち、P/L上で金融商品の利益認識を決める際に用いられるキャッシュ概念と、キャッシュ・フロー計算書でいうキャッシュ概念とでは範囲が異なっており、後者においては、前者よりも、短期間に換金され、しかも換金のリスクが少ないものに、キャッシュの対象が限られている。

³² 原田ほか[1998]参照。例えば、弥永[1999]は、「少なくとも取引所の相場のあるデリバティブに係る債権債務の評価益については配当可能限度額算定上控除しない国々が多いことやクロス売買などにより生じた利益を配当財源に加えることが禁止されていないことを考慮すると、ネットの評価益を配当財源から控除することがつねに強制されるべきか否かは時間をかけて検討すべき課題であるように思われる」としている。

³³ 配当可能利益の計算を会計情報から完全に切り離すことも、考えられないわけではない。ただし、その場合には、ディスクロージャー制度としての会計計算と配当可能利益の計算との二元化による社会的コストを容認しうるかが問題となる。なお、現在の商法における

ロ．債権者に対する情報提供と公正価値情報

債権者にとっては、自己の保有する債権の回収可能性を判断するうえで、企業の債務返済能力に関する情報、ことに企業が債務超過に陥り倒産に至るリスクに関する情報が有用であり、会計情報やこれを補足するディスクロージャー情報は、そうした意味での債権者への情報提供機能を担ってきていると考えられる。

この面では、金融商品に関する公正価値情報は、一定の有用性を持つ可能性がある。この点につき、例えば、前述の「商法と企業会計の調整に関する研究会報告書」では、時価評価（公正価値評価）にかかる評価損益は企業の収益力や負債の返済能力に影響するため、時価評価に関する情報は商法における債権者保護の観点からも重要である旨が、指摘されている³⁴。

ただし、こうした債権者への情報提供の観点から見た場合も、金融商品に関する公正価値情報の提供がどのようなレベルで行われるのがよいか、例えば、全面公正価値会計の導入が望ましいのか、あるいは補足的なディスクロージャーに止めるべき部分があるのかは、検討を要する。

まず、金融資産については、基本的に、公正価値情報が企業の倒産リスクをみるうえで有用であることに異論が少なくと考えられるところであり、情報提供のレベルとしてB/S、P/Lがよいか否かは、情報の信頼性の問題となりそうである。

他方、金融負債については、全面公正価値会計の適用に関して、金融負債の公正価値が低下した場合に利益が認識されるという、いわゆる「負債のパラドックス」の問題が指摘されている。この点、金融負債のリスクプレミアム部分は、いわば、債権者が債務者（負債の発行企業）に売却したプットオプション契約の価値を反映しており、債務者の信用リスクが悪化した場合に、かかるオプション契約の価値（債務者が額面以下の金額で債権者に債務を返済するオプション権にかかる価値）が上昇することは、ある意味で当然であるとの見方もありえよう。そのように考えると、企業の債務返済能力をみる

ような、配当可能利益の規制という形での配当規制が合理的なのかどうか、という議論は別途ありうる。例えば、米国においては、資産負債比率や流動比率といった財務比率による配当規制が採用されている（ただし、その場合でも、財務比率の基準を取得原価基準とすべきか、公正価値基準とすべきか、という論点は残る。弥永〔1996〕参照）。

³⁴ 債権者が関心を有する対象が、企業の存続を前提としたうえでの債務返済能力なのか、企業の清算時の債権回収可能性なのかは、難しい問題である。したがって、公正価値情報が債権者にとって有用であると考えられる場合も、それが最終的にどのような意味で有用なのかは、必ずしも明らかでない面がある。

うえで、金融資産とともに、金融負債の公正価値情報が提供された方が、全体として適切な情報が提供されるという考え方も成り立ちうる。しかしながら、B/S、P/L レベルでこうした情報を提供することの是非については、情報の信頼性、非金融商品会計との整合性のほか、倒産法制における債務超過判断や債務処理の基準等との整合性も問題になりうるように思われる。

以上を総合すると、金融商品の公正価値情報を従来の会計情報に加えた補足的情報としてディスクローズすることは、債権者に対する情報提供の観点からも有益であると考えられるが、B/S、P/L レベルでの情報提供が適当かどうかは、慎重な検討を要するよう思われる³⁵。

(2) 銀行監督面からの評価

一般に、銀行監督当局は、銀行監督を遂行するにあたって、銀行監督当局が銀行等から直接入手する情報のほかに、会計情報も活用する。このように、銀行監督当局が会計情報を活用する理由としては、第1に、市場規律を活用しながら、より効率的な銀行監督を遂行していきたいという考え方があるものと考えられる。また、第2に、ディスクロージャー制度という社会的に確立された制度を利用することにより、相対的に低い社会的コストで、質の高い情報を入手できるといった側面もある。

銀行監督当局が、会計情報を活用する場面としては、大まかにいって、自己資本比率規制といった、特定の数値に基づくプルーデンス規制の基礎情報として活用する場合と、市場規律を強化する手段として活用する場合、の2つがあると考えられる³⁶。そこで、以下では、こうした2つの場面について、銀行監督上、どのような会計情報が必要とされているのかという点を確認したうえで、金融商品に全面公正価値会計を適用することや金融商品にかかる公正価値情報を提供することの銀行監督面への影響について考察する。

³⁵ なお、後程、銀行監督に関する部分で議論するように、金融商品の公正価値情報と併せて金融商品に関するリスク管理体制がディスクローズされないと、却ってミスリーディングな情報が提供されてしまう恐れもある。債権者に対する情報提供においても、こうした点への留意が必要であろう。

³⁶ 例えば、バーゼル銀行監督委員会は、2000年4月に公表した“Report to G7 Finance Ministers and Central Bank Governors on International Accounting Standards”(以下、「国際会計基準に関するG7報告」という)の中で、銀行監督当局が会計基準の質に関心を有する理由を、“...as a means of providing a basis for relevant and reliable measures of assets, liabilities, equity and income, as well as capital adequacy, and enhancing market discipline through transparent financial reporting.”としている。

イ．ブルーデンス規制と会計情報

(イ) ブルーデンス規制の基礎情報としての会計情報

バーゼル銀行監督委員会は、2000年4月に公表した「国際会計基準に関するG7報告」(前掲脚注36参照)において、会計基準およびディスクロージャーのあり方に関する同委員会としての考え方を提示している。同報告書は、主に、ブルーデンス規制の基礎情報としての会計情報(とくにB/S、P/L上の情報)のあり方を念頭においたものであると考えられる³⁷。そして、同報告書は、国際会計基準を銀行監督の観点から評価する際の具体的な基準(specific criteria)として、以下の10項目を挙げている³⁸。

会計基準は、有用(relevant)で意味のある(meaningful)情報を提供するのに役立つべきである。

会計基準は、慎重(prudent)かつ現実的(realistic)な財務状況および実績(financial position and performance)に関する測定値を提供するのに役立つべきである。

会計基準は、信頼性のある(reliable)財務状況および実績に関する測定値を提供するのに役立つべきである。

会計基準は、しっかりとした(sound)理論的基礎を持つのみならず、実務上機能するようなものであるべきである。

会計基準は、あまり複雑になり過ぎない(not be overly complex)べきである。

会計基準は、類似あるいは関連項目について、首尾一貫した(consistent)測定値を提供すべきである。

会計基準は、首尾一貫した実務的適用が可能となるように、十分に明確(precise)であるべきである。

会計基準は、可能であれば(preferably)選択適用を認めるべきではない。もし、こうした選択適用が認められる場合には、バランスのとれ

³⁷ 同報告書の中では、「十分に信頼性のある(sufficiently reliable)会計情報でなければ自己資本の妥当性(capital adequacy)の検証には活用できない」との考え方が述べられている。

³⁸ なお、同報告では、これら10項目の具体的な評価基準の前提となるより一般的な評価基準も提示されており、その内容を大まかに要約すると、次のとおりである。

会計基準は、銀行のリスク・マネジメントおよび管理実務に貢献するか、少なくともこれと首尾一貫していること。

会計基準は、銀行の財務状況、リスク・エクスポージャーおよびリスク管理に関する透明性の高い報告を通じて、市場規律を促進すること。

会計基準は、効率的な銀行監督を容易にするか、少なくともこれを阻害しないこと。

たディスクロージャーが要求されるべきである。

ディスクロージャーは、銀行の財務状況・実績、リスク・エクスポージャーおよびリスク管理体制を評価するために、十分包括的な (sufficiently comprehensive) ものであるべきである。

国際会計基準は、最も先進的な金融市場のみならず、新興市場においても適用することができるようなものであるべきである。

これらの具体的評価項目をみると、大まかにみれば、いずれの点も、多くの国の会計基準設定主体が会計基準の設定に際し重視している点と、極めて近いと考えられる。例えば、IASC は、「財務諸表の作成および表示に関するフレームワーク」の中で、財務諸表の備えるべき質的特徴として、理解可能性、目的適合性（重要性）、信頼性（表示の忠実性、実質優先、中立性、慎重性、完全性）、比較可能性、を挙げているが、基本的な方向性としては、バーゼル銀行監督委員会の見方との間に大きな隔たりはないといえよう。

バーゼル銀行監督委員会自身も、1999年7月に公表した「貸出金の会計処理および開示についての健全な実務のあり方」の中で、会計に関する一般的な考察として、「健全な会計原則は、一定の全般的な考え方に従った会計方針や手続きを選択・適用することを要請する。こうした全般的な指針となる原則は、会計学の文献や有力な会計基準設定主体が公表した概念書の中で明確にされている。また、バーゼル委員会の報告書『銀行の透明性について』においても、こうした原則について論じられている。通常、これらの原則は、当該会計情報が公表財務諸表の作成に用いるためのものであるか、規制上の支払能力を計算するためのものであるか、また配当可能利益を算定するためのものであるかに拘らず、等しく適用される。(以下省略)」(パラ 27)との見解を示している。

もちろん、このように、銀行監督当局と会計基準設定主体との間で、望ましい会計基準のあり方に関する基本的な立場に大きな隔たりがないにせよ、それぞれが会計情報に求める主な役割が「銀行監督上の有用性」と「投資家の意思決定上の有用性」ということで異なる以上、両者の見解が一致しない場合もあろう。例えば、銀行監督当局は、利益の計上には厳格だが、損失の計上には寛容であるなど、どちらかといえば保守的な会計処理を支持する傾向がある一方³⁹、会計基準設定主体は、投資家に対する有用な情報提供の観

³⁹ 例えば、バーゼル銀行監督委員会は、「貸出金の会計処理および開示についての健全な実務のあり方」の中で、引当金の会計処理について、「...安全性と健全性の観点に立てば、銀

点から、損と益の扱いにバイアスのない会計処理を支持するといったことが考えられる。しかしながら、こうした見解の差異は、これまでのところ、銀行監督当局にとって、銀行監督上の目的に応じ会計情報を調整して利用することができなくなるような、根本的な、あるいは極めて大きなものにはなっていないものと考えられる⁴⁰。

(ロ) 全面公正価値会計とブルーデンス規制

バーゼル銀行委員会は、JWG ドラフト基準に対するコメントレターの中で、金融商品に全面公正価値会計を適用することに関し、「銀行が保有するすべての金融商品を公正価値評価し、これを B/S や P/L 等に反映させることは時機尚早 (time is not right) である」との見解を示している。

同委員会のこうした評価は、主に、ブルーデンス規制の基礎情報としての活用を念頭に置いたものであると考えられるところであり、「時機尚早」という判断の具体的な理由については、有用性 (relevance) と信頼性 (reliability) の2つの観点から、次のように説明されている。まず、有用性については、銀行はそもそもバンキング勘定とトレーディング勘定を分けて管理しており、バンキング勘定における評価損益は当該銀行における実質的な収益や資本の源泉とはみられていない点を指摘している⁴¹。また、信頼性については、JWG ドラフト基準には、非流動的な金融商品の公正価値算定にかかるガイドラインがなく、監査による検証も難しいことから、評価額が恣意的なものになるリスクがある点を指摘している。とくに、貸出金等に対する公正価値評価については、JWG ドラフト基準が信用リスクの内部格付システムの活用を促しているのに対して、こうした内部格付システムは、

行の用いる会計原則は、健全かつ保守的な測定を旨とするものであることが重要である。蓋然性の高い費用や損失のうち、入手可能な情報を用いて合理的に推計することが可能なものは、すべて引当の対象とすべきである。推計に際して必要となる判断には、資産・資本・収益が過大評価されたり債務・費用が過小評価されたりすることがないように、適当な注意が施されるべきである。...」(パラ 30)としている。

⁴⁰ 自己資本比率規制上の自己資本や資産は、既に会計上のそれとは一致していないが、計算の基礎情報は、なお会計情報である。具体的な点については、「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化」を参照(1988年7月公表、以降数次に亘り改定)。なお、2001年1月に公表された、「自己資本に関する新しいバーゼル合意」に関する市中協議案では、自己資本比率規制が会計情報そのものからは一段と離れることになる方向での改正が提案されている。

⁴¹ ただし、「国際会計基準に関する G7 報告」の中では、「すべての金融商品の公正価値を貸借対照表や損益計算書等に反映させるという考え方は比較的新しいものであり、バーゼル銀行監督委員会としても、銀行行動および銀行監督という観点から、これらがもたらすであろうインプリケーションについて検討 (study) を進めている」とされている(パラ 48)。

リスク管理や自己資本算定には有用であるが、公正価値を算定するのに十分な情報を提供するものではないと指摘している。この最後に紹介した指摘については、銀行界においても、内部管理目的で利用されている信用リスクの内部格付システムを貸出金の公正価値の算出に利用する場合、データ上の制約がある中、デフォルト時の損失率（expected loss given default）の推計など技術的に難しい点も多く、信頼性の面で問題が多いというのが、一般的な理解のようである。

ロ．市場規律と会計情報

（イ）市場規律と会計情報

バーゼル銀行監督委員会では、市場規律を強化する手段として、会計情報等の公開情報を充実させることを重視している。同委員会のこうした考え方は、1998年9月に公表された「銀行の透明性向上について」で表明された後、「貸出金の会計処理および開示についての健全な実務のあり方」（1999年7月公表）、「銀行と証券会社のトレーディングおよびデリバティブ取引のパブリック・ディスクロージャーに関する提言」（1999年10月公表）、「信用リスクのディスクロージャーに関するベストプラクティス」（2000年9月公表）といった具体的対象分野ごとの提言の中でも繰り返し主張されてきており、2001年1月に公表された「自己資本に関する新しいバーゼル合意」に関する市中協議案中においても、市場規律の強化が銀行監督上の「第3の柱」として位置づけられるに至っている。

こうした市場規律の強化に関する議論では、B/SやP/Lに記載される会計情報に止まらず、注記情報等も含めたより広い意味でのディスクロージャーのあり方が検討・提言されている。

すなわち、「銀行の透明性向上について」では、銀行の透明性を高める観点から、以下の6つの情報カテゴリーにおけるディスクロージャーの必要性が提言されている⁴²。

財務上の業績⁴³

財務状況（自己資本、ソルベンシー、流動性等）⁴⁴

リスク管理の体制と戦略

⁴² また、「銀行の透明性向上について」は、ディスクロージャーにかかる定性的な要件として、包括性、目的適合性および適時性、信頼性、比較可能性、重要性を挙げている。

⁴³ 具体的には、主に、将来利益の予測等のために有用な、損益計算書に関する補足情報のディスクロージャーが念頭に置かれている。

⁴⁴ 具体的には、主に、銀行の財務状況の分析に有用な、資産、負債、自己資本（貸借対照表）に関する補足情報のディスクロージャーが念頭に置かれている。

リスク・エクスポージャー（信用リスク、マーケット・リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク、リーガル・リスク等）

会計方針

基本的な業務、経営およびコーポレートガバナンスに関する情報

他方、会計基準において注記等によるディスクロージャーのあり方が定められる場合、上記の6つのカテゴリーでいえば、 、 に類するような、B/S や P/L 等に表示された会計情報に関する補足情報のディスクロージャーに関するものが多い。例えば、IAS 第1号（「財務諸表の表示」）では、財務諸表における注記について、以下の事項にかかる情報のディスクロージャーを求めている（パラ91）。

財務諸表作成の基準、並びに重要な取引及び事象について選択され、適用された個別の会計方針に関する情報の記載。

IASによって要求されている情報のうち、財務諸表の他の場所には記載されていないものの開示。

財務諸表の本体に記載されていないが適正表示のために必要な追加情報の提供。

以上のような材料をみる限り、少なくとも現時点では、銀行監督上要求されているディスクロージャーの方が、会計基準で要求されているものよりも、一歩踏み込んだものとなっているように窺われる⁴⁵。この点、バーゼル銀行監督委員会自身も、「貸出金の会計処理および開示についての健全な実務のあり方」の中で、信用リスクにかかるディスクロージャーに関し、「（前略）当委員会は、この健全な実務に関する当文書の指針が、いくつかの分野において IASC や一部の国の会計基準設定主体が公表した指針よりも踏み込んだものとなっていることを認識しており、その一例はパブリック・ディスクロージャーである」（パラ2）としている。さらに、同ペーパーでは、「会計方針の開示など基本的な情報はなるべく多く財務報告書中の監査対象部分に含まれているべきであるが、リスク管理・統制の方針・実務は、経営方針の

⁴⁵ 国際会計基準の中では、IAS 第30号（「銀行業及び類似する金融機関の財務諸表における開示」）が銀行業にかかるディスクロージャーのあり方を定めているが、バーゼル銀行監督委員会によるレビューの結果、同基準については、リスク・エクスポージャーとリスク管理方針にかかるディスクロージャーについて、最近の市場慣行や実務が十分に反映されていないとの指摘がなされた。こうした指摘を受け、現在、IAS30号の改定作業が進められている。こうした動きが今後どのような展開を辿るかは予測しがたいが、場合によっては、会計基準サイドの定めが銀行監督サイドの要求内容に鞘寄せされていく可能性もあろう。

説明や分析の部分に開示されてもよい」(パラ 80)とされており、財務報告書上の会計情報はディスクロージャーの重要な柱ではあるが、必ずしもこれに拘泥する必要はない、との考え方が示されている。

このように、銀行監督当局が、銀行監督上のディスクロージャーを、会計情報に直接関連する事項に止まらず広範な事項について独自に定めることは、銀行監督当局と会計基準設定主体の主たる目的が異なる以上、むしろ自然なことと考えられる。

(ロ) 全面公正価値会計と市場規律

前述のとおり、バーゼル銀行監督委員会は、JWG ドラフト基準に対するコメントレターの中で、金融商品に全面公正価値会計を適用することに関しては時機尚早としているが、同じコメントレターにおいて、「財務情報の利用者にとって有用な金融商品の公正価値情報を、活発な取引市場が存在しない貸出等債権や預金等の銀行負債にかかる公正価値算定についての具体的な基準の発展と歩調を合わせながら、追加的に注記情報としてディスクローズすることは、財務情報の利用者には提供される情報の質を高めることに役立つ可能性がある」と主張している。

バーゼル銀行監督委員会は、金融商品の公正価値情報の有用性について、これまでも言及してきており、例えば、「国際会計基準に関する G7 報告」では、「情報の作成者にとっては、情報の様々な表示方法を試すための、情報の利用者にとっては、関係する数字の大きさや動きをより深く理解するための助けとなるという点で有益であろう」としている。また、同委員会が公表したその他の多くのペーパーでは、リスク情報のディスクロージャーという観点から、セグメント別の信用リスク・エクスポージャーのディスクロージャーが求められている。もちろん、金融商品のリスク・エクスポージャーに関する情報と公正価値情報は 1 対 1 の対応関係にあるわけではないが、両者は深く関連しているものと考えられる。なぜならば、VAR や信用リスク管理モデルなどを用いたリスク管理においては、公正価値情報がリスク・エクスポージャー関連計数算定の重要な基礎を提供すると考えられるからである。

ただ、バーゼル銀行監督委員会が繰り返し主張しているように、公正価値情報などのリスク関連情報は、そのみがディスクローズされる場合には、却ってミスリーディングとなる可能性もあり、リスク管理方針やリスク管理モデルに関する詳細な情報等とのパッケージとしてディスクローズされることが重要であろう。各銀行の実際のリスク管理体制が千差万別である以上、こうしたリスク管理に関する包括的なディスクロージャーを通じてのみ、銀

行間で比較可能なリスク管理情報が提供されることになるものと考えられる。

5. おわりに

本稿では、JWG ドラフト基準を題材に、金融商品に全面公正価値会計を適用することの妥当性、および、金融商品の全面公正価値情報の有用性について、投資家に対する情報提供と私的ないし社会的契約の裁定（債権者保護および銀行監督）という2つの観点から検討を行った。

いずれの観点からみた場合も、金融商品の全面公正価値会計、すなわち B/S 上すべての金融商品を公正価値評価し、この評価差額を当期の P/L で認識するという JWG ドラフト基準の考え方は、少なくとも現時点では、なお検討すべき事柄が多数残されているように思われる。

他方、金融商品の公正価値情報を何らかの形でディスクローズすることについては、投資家に対する情報提供と私的ないし社会的契約にかかる利害調整のどちらの観点からも、一定の有用性を持つ可能性がありそうである。ただ、これについても、どのような範囲の企業が、どのような情報を、どのような枠組みでディスクローズするのかという点については、様々なコストとベネフィットを勘案しながら、慎重に検討していく必要がある。

以 上

【参考文献】

- Barth and G. Clinch, "Revalued financial, tangible, and intangible assets: Associations with share prices and non market-based value estimates," *Journal of Accounting Research* 36 (supplement), 1998.
- Basel Committee on Banking Supervision, "International Convergence of Capital Measurement and Capital Standards (「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化」 <日本銀行仮訳>)," July 1988(a)
- , "Enhancing Bank Transparency (「銀行の透明性向上について」 <日本銀行仮訳>)," September 1998(b)
- , "Sound Practices for Loan Accounting and Disclosure (「貸出金の会計処理および開示についての健全な実務のあり方」 <日本銀行仮訳>)," July 1999(a)
- , "Recommendation for Public Disclosures of Trading and Derivatives Activities of Banks and Securities Firms (「銀行と証券会社のトレーディングおよびデリバティブ取引のパブリック・ディスクロージャーに関する提言」 <日本銀行仮訳>)," October 1999(b)
- , "Best Practice for Credit Risk Disclosure (「信用リスクのディスクロージャーに関するベストプラクティス」 <日本銀行仮訳>)," September 2000
- , "The New Basel Capital Accord (「自己資本に関する新しいバーゼル合意」 <日本銀行仮訳>)," January 2001(a)
- , "Report to G7 Finance Ministers and Central Bank Governors on International Accounting Standards," April 2001(b)
- , "Comments on Draft Standard & Basis for Conclusions Prepared by the Financial Instruments Joint Working Group of Standard Setters," September 2001(c)
- 今福愛志・田中健二、「減損会計再考 - 配分思考から減損思考へ」、『企業会計』 Vol.53 No.5、中央経済社、2001年
- 神田秀樹、『会社法』、広文堂、2000年
- 企業会計審議会、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」、1999年1月
- 企業会計審議会、「固定資産の会計処理に関する審議の経過報告」、2001年7月
- 国際会計基準委員会、『国際会計基準書2001』、同文館、2001年6月
- 斎藤静樹、「資産・負債の評価基準 - 金融商品を中心に」、『企業会計』 Vol.51 No.1、中央経済社、1999年(a)

- 、 「会計基準の改革と時価会計のあり方」、『企業会計』Vol.51 No.13、中央経済社、1999年(b)
- 、 「会計上の評価と事業用資産の減損」、『會計』第159巻第4号、森山書店、2001年4月
- 鈴木直行、「金融商品の全面公正価値会計の提案に至るまでの米国会計基準の歴史的考察」、日本銀行金融研究所ディスカッションペーパー No. 2002-J-6、日本銀行金融研究所、2002年2月
- 徳賀芳弘、「資産負債中心観」、『企業会計』Vol.53 No.1、中央経済社、2001年
- 中久木雅之・宮田慶一、「公正価値情報の有用性に関する実証研究のサーベイ」、日本銀行金融研究所ディスカッションペーパー No. 2002-J-8、日本銀行金融研究所、2002年2月
- 日本会計研究学会特別委員会報告、「会計基準の動向と基礎概念の研究」(最終報告)、2001年9月
- 日本公認会計士協会、「金融商品会計にかかる実務指針(中間報告)」、2000年1月
- 原田晃治・関一穂・范揚恭・市原義孝、「『親子会社法制等に関する問題点』に対する各界意見の分析」、『商事法務』No.1506、商事法務研究会、1998年10月
- 、 「商法等の一部を改正する法律案要綱(案)の解説[上]」、『商事法務』No.1536、商事法務研究会、1999年9月
- 法務省・大蔵省、「商法と企業会計の調整に関する研究会報告書」、1998年6月
- 前田庸、「商法等の一部を改正する法律案要綱(案)の解説[下]」、『商事法務』No.1519、商事法務研究会、1999年3月
- 、 『会社法入門』(第7版)、有斐閣、2000年
- 弥永真生、「時価会計と制度化・法制化」、『會計』第157巻第1号、森山書店、2000年1月
- 、 「資産の時価評価の導入について」、『企業会計』Vol.51 No.9、中央経済社、1999年8月
- 、 『企業会計法と時価主義』、日本評論社、1996年
- 米山正樹、「減損処理と現行ルールの内的整合性 - 許容力を生み出すもの - 」、『會計』第159巻第4号、森山書店、2001年9月